

# 議員定数のあり方に関する 調査特別委員会会議録

令和6年3月12日（火）

（開 会） 10：00

（閉 会） 11：29

## 【 案 件 】

1. 請願第5号 飯塚市議会の議員定数について市民の意見を聴くことを求める請願
2. 請願第6号 飯塚市議会の議員定数のあり方の調査及び定数削減議案の審査にあたり意見交換会の実施を求める請願

### ○委員長

ただいまから、議員定数のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。

本日の進め方ですが、本特別委員会に付託を受けております「請願第5号」及び「請願第6号」以上2件を一括議題とし、「請願第5号」の紹介議員の説明、質疑、「請願第6号」の紹介議員の説明、質疑を順に行った後、全般に対する質疑を行いたいと考えております。

その後、一旦休憩をとりまして、正副委員長といたしましては、再開後に討論、採決を行いたいと考えております。そのような進め方でよろしいでしょうか。

（ 異議なし ）

それでは、そのようにさせていただきます。

「請願第5号 飯塚市議会の議員定数について市民の意見を聴くことを求める請願」及び「請願第6号 飯塚市議会の議員定数のあり方の調査及び定数削減議案の審査にあたり意見交換会の実施を求める請願」以上2件を一括議題といたします。

お諮りいたします。「請願第5号」を審査するにあたり、紹介議員として小幡議員及び金子議員の説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。

紹介議員は紹介議員席にお着きください。

（ 紹介議員 移動 ）

それでは、「請願第5号」について、紹介議員の説明を求めます。

### ○金子議員

おはようございます。「飯塚市議会の議員定数について市民意見を聴くことを求める請願」についての紹介議員としての説明をさせていただきます。1番分かるのは、やっぱり全部読むことかなと思いますので、皆さん読まれているかと思いますが、もう一度この場で読ませていただきます。

要旨、市民が議員と直接意見交換できる場として、12か所の交流センターでの意見交換会を実施してください。

理由、令和元年の第3回定例会にて、市民の意見が全く聴かれていないまま、議員提案として議員定数が28人から24人に削減されました。そのことを受け、私たちは、令和3年第5回定例会にて、請願第4号「議会の議員の定数を定める条例の一部改正を求める請願」を提出しました。

請願の内容は、女性をはじめ多様な市民から構成される議会、様々な意見が反映される議会となるよう「議会では識者や市民の意見を聴くなどして、議論を深めた」上で、議員定数を改正前の28人に戻してくださいというものでした。

令和4年第1回定例会にてこの請願が採択され、令和4年第3回定例会で議員定数を28人

とする条例の改正が可決されました。

その後、令和5年4月に飯塚市議会議員一般選挙が実施され、令和5年第4回定例会にて、飯塚市の議員の定数を再度24人に削減するため、議員提出議案が提出されています。

その提案理由として、「議員定数のあり方について、広く住民の意見を聴くこと」が明記されており、意見を聴く手段として、12月14日の議員定数のあり方に関する調査特別委員会で3千人無作為抽出のアンケートを採ることが可決されました。

しかし、1月25日の特別委員会では、市民の陳情をもとに提案された「12交流センターでの議員と市民との意見交換会」「大会場での議員と市民の意見交換会」「特別委員会での公聴会」は、賛成少数で否決されました。私たちは、アンケートだけでは、市民の意見を十分把握し、建設的な議論をすることはできないと考えます。議員定数を考えるにあたり、私たち市民がどんな議会を望んでいるのかを直接聴いていただきたいと思いますし、また議員がどう考えているのかお聴かせいただき、忌憚のない意見交換をする場が必要だと考えます。ぜひ、アンケート以外にも広く市民の意見を聴く場として、12か所の交流センターにて市民意見交換会を開催していただきますよう、お願いいたします。このような内容でした。

それで私、紹介議員として、再度いろいろもう1回勉強し直したところ、私たちここにいる議員は、令和5年の4月23日の一般選挙で当選しました。また、令和5年11月12日に補欠選挙で当選された方もいます。令和5年4月23日の投票者数は、10万3010人の有権者数に対し5万2312名、50.78%でした。さらに11月12日の選挙は37%の投票率でした。ふと、この数字、50%台、今回の一般質問の中で言われる自治会の加入率と本当にかぶっているということが、すごく私の中で、これは私たち議員が、別の問題ではなく、全ての問題として捉えることも必要なのではないかと私は思いました。自治会の加入率が低くなること、選挙の投票率が同じように50%を切りそうになること。違う問題かもしれませんが、私たちはこの問題を、議員として、議会として、しっかり考える必要があるのではないのでしょうか。

また、令和4年2月24日に議会運営委員会で参考人として招致された土山希美枝さんのお話を読み返しました。資料の中に幾つかの提案事項がありました。その1番上に、「定数（・報酬）」問題の本質は「定数（・報酬）」そのものではなく、議会・議員の価値に対する理解の問題、その理解を支える実績と周知の問題というふうに言っています。確かに今回は議員定数の問題であります。しかし、議員定数の問題を考えるときには、議員・議会の価値に対する理解の問題が本質なんだということを言われています。そのことも私たちはしっかりと認識すべきではないのでしょうか。

土山希美枝さんは、参考人招致の中で、このように話されました。「議会は本来、市民と話し合いがしやすいんです。何でかと言うと、行政さんが市民と話し合いの場を持つと、それで行政、あなたこれから何やるのと言われるんです。それは行政さんが、する組織だからそうなるんです。でも議会は、我々このあたり悩んでいるので、皆さんどう思っているのか聞かせてくださいと話し合いの場を設定することができる。言い換えると、皆さんの意見を聞いて、我々でまた議論をしますから、我々の議論に生かすために皆さんの声を聞かせてくださいという話し合いの設定ができるんです。それは、しかも自由な議論ができるというのは、ゴールからできるだけ遠いところでないと議論ができないんです。やっぱり時間の制約があるので、決断しなければいけないときに近づいていければ近づいていくほど、いろんな状況が調整されてあったり、整理されてあったりするんで、重要な議論ができにくくなるんですけど、自由な議論をしようと思えば、その決断の時間からできるだけ遠いところで議論したほうがいい。ですから、定数・報酬の話は、本当は市民の方の利害にもかかわることなんですよ。だって、減ったりふえたりすることで、自分の声が届きにくくなるかもみたいな話になるわけなんですよね。そうすると、市民と対話するというのは、まず一つは、議会が行う市民との対話というのは結

構自由度が高いんですという話なんですけど、皆さんも頭の中に議事を正しい決断をして、その正しい決断を市民に報告しなければいけないという話し合いのしつらえの前提があるのではないかなと思います。答えが出ないことは、市民と話し合えないのではなく、答えを出すために皆さんの声を聞かせてくださいとすればいいんです。」と述べられております。

今回、私たちは一度、12か所の交流センターでの意見交換会を否決しました。しかし、それに対して市民の方たちが、ぜひ私たちの声を聴いてくださいと言われております。私たちがそれを断る理由がないと考えます。以上をもちまして、私の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

今、紹介議員が語る、いろいろ述べられましたけれど、どなたかの大学の先生の意見をいろいろ言われておりましたけれど、私は以前、議会基本条例を提案させていただきました。その中に、やはり議会基本条例というのは、市民の人たちとの対話とかそういう内容が盛り込まれていたと思いますけれど、議会基本条例を定めればですね、今おっしゃった内容については十分協議ができるのではないかと考えておりますけれど、そのときあなたは議会基本条例導入には反対されましたよね。市民との会話を今言うならばですね、あのときなぜ反対されたのか、あそこには、条例にはですね、きちっと議員同士の議案に対してもいろいろ協議しましょうとか、市民との対話とかそういう基本的なことはですね、今導入されている議会基本条例の中には、そういうことは入れられているんですよ。だから提案させていただきましたけれど、そのときあなたは否定されました。けど、今述べられた内容はですね、議会基本条例にうたわれている内容と同じような内容ではないかというふうに私は思うんですけれど。そういう観点から考えますとね、議員が多いとか少ないとかいう話ではなくて、議会が市民に対しての対応の仕方を、ルールを定めるという方法のほうが、よろしいのではないかと。

私は議員定数削減を提案した提案者ですから、十分、ほかの自治体を見ていてですね、他自治体では5千人ぐらいに1人の、12万人前後の都市ではですね、十分に議会としての運用はうまくいっているというふうに私は理解しておりますので、提案させていただいております。多ければいい、少なければいいという話ではなくて、私はほかの類似団体と比較したときに、飯塚市の議会がどうあるべきかということで、やはり、先ほどから言っておりますように5千人に1人ぐらいで十分機能をする。

しかも、財政の問題もやはりあります。やはり、街灯の問題など一般質問を聞いておりますと、街灯の問題やら、いろいろやっぱり市民の皆さんからの要望を言われておるわけです。それに対するやはり費用をどうするかとかいうことを考えるとですね、少しでも人件費等、議員の議会費を減らして、削減してですね、そちらに回すことも可能ではないかというふうに考えて提案させていただいております、以前からですね。この件については、もう何回も言っておりますので、説明されているあなたのご理解いただいておりますけれども、そういう意味では、まず議員定数は議員定数で諮って、議長が議会運営委員会に議会基本条例の提案をしております。諮問をしております。それについては、聞き及びますところによると、この問題、この議員定数の条例については6月をめどに結論を出し、その後、議会基本条例を制定していく方向で、制定していく方向かどうか、私は制定するほうがいいと思っておりますけれど、その中で、今言われた内容については十分議論していけばいいのではないかと考えておりますけど、いかがでしょうか。

○委員長

道祖委員、すみません。質問としては――、もう一度いいですか。

○道祖委員

まず、あなたが言っている内容は、どなたかの言葉を借りて説明された内容については、議

会基本条例で対応していくべきではないかと考えますけれど、あなたはどのようなふうにお考えですかということですか。

○金子議員

私も議会基本条例を制定することについては賛成です。しかし、道祖委員が提案された基本条例の内容や、やり方について反対したので、反対という立場をとりました。

○道祖委員

あなたの反対の理由は分かりました。しかし、今後、議長が諮問されておりますから、今後、取り組んでいく際にはですね、大いに議論をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

この請願5号に関する請願者の皆さんは、前期の議員定数を、28が24になったのに対し、28に戻すようにという請願を行われた皆さんとは、どのような関係でしょうか。

○金子議員

団体同士の関係ですか、私との関係を言われているんですかね。

○川上委員

先ほど言った28に戻してくださいという請願を出された方々と、今回の請願者はどういう間柄かと。

○金子議員

この関係に関しては、もともとこの請願を出された方が、前の請願を出された方が、同じようにまた出されています。

○川上委員

同一の方ですか。

○金子議員

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

そのように請願を行い、そして請願が可決され、定数24に減じられたものが28に戻り、そして昨年の定例改選が行われたという状況の中で、その直後にですね、再び4減の議案が出ていることについては、どのように受け止めておられるか、聞いたことがありますか。

○金子議員

それは聴いております。しかし、大変残念というか、びっくりしたというふうに聴いていて、やはり24人に減らして何も話し合いがないまま行われる。でも、今回は、しっかり意見を、広く住民の意見を聴くこととありますので、そこに関しては聴いてもらえるものだというふうに思っていたという意見も聴いておりました。

○川上委員

その残念という中に、女性の政治的な地位向上の問題が、それによって阻害されるのではないかとこのような受け止めが、請願者たちの中にあるのでしょうか。

○金子議員

それはありました。やはり28なら頑張っておられると思われる方もいらっしゃるし、だけでも、これが24となると、また私たちの声、女性だけでなく、少数派、いろんな意味での少数の人たちの声が聴こえなくなるのではないかと聞いておりました。

○川上委員

今は女性の地位向上のことについて、阻害になるのではないかとという心配があるかとお聞きしたんですけども、そうしたことを含めて、先ほど言われた中であつたかもしれませんが、

社会の多様性を反映する議会にするために、少ないほうがよいのか、多いほうがよいのかというような点についてですね、今回4減の議案が出ていることについて、阻害になるというような残念さなのでしょうか。

○金子議員

はい、そのとおりです。

○川上委員

だとすれば、これらの請願者の方々はですね、既に議会に対し正式に24に定員を、定数を4減せよという議案が出ている下で、この間の飯塚市議会への信頼を踏まえてですね、定数28を少なくとも維持してほしいという請願を出すことができたと思うんですけども、そういった議論はあったのでしょうか。

○金子議員

まずは28に戻したいという方もいらっしゃいます。しかし、まずは24の人たちの話も、まずは聴いてみよう、まずは市民の中には24がいいかもしれない。24でいいかもしれないという方もいらっしゃるかもしれない。それならきちんと話を聴きたい。そういう場を持ってもらいたい。自分たちは28のほうがいいと。中には28がいいと思われる方もいる。だけど反対に24がいいと思われるんだったら、それはなぜかということも、きちんと話がしたいということで、まずは意見交換会をしたいというふうに言われています。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

紹介議員に対する質疑を終結いたします。

小幡議員、金子議員、ありがとうございました。委員席に戻られて結構です。

( 紹介議員 移動 )

( 発言する者あり ) 暫時休憩いたします。

休 憩 10：24

再 開 10：25

委員会を再開いたします。

お諮りいたします。「請願第6号」を審査するにあたり、紹介議員として川上議員の説明を受けたいと思います。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、説明を受けることに決定いたしました。

紹介議員は紹介議員席にお着きください。

( 紹介議員 移動 )

それでは、「請願第6号」について、紹介議員の説明を求めます。

○川上議員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。「請願第6号」は、表題は「飯塚市議会の議員定数のあり方の調査及び定数削減議案の審査にあたり意見交換会の実施を求める請願」となっています。

要旨は、飯塚市議会の議員定数のあり方の調査及び議員定数削減議案の審査について、4点あると思います。1つは、市民が情報の提供を受けるということです。2つは、質問することです。3つは、意見を述べるということです。そして、4つは、市内12交流センターごとに速やかに実施してほしいという内容であります。この間、市議会は、議員定数のあり方の調査と定数削減議案、4減の審査を同時に行うということで、本委員会に付託したわけですけども、これを議会だけで審査してよいのかという問題意識が根底にあるわけですね。

理由の中に、第1に挙げられているのは、地方自治の本旨は、どこにあるのかということの

確認を求めているわけです。この点について、それが住民の福祉の増進を図ることにあるということにつき、日本国憲法（第8章）地方自治と、地方自治法（総則）によって確認を求めているわけですね。その上で、憲法と地方自治法は、市民、すなわち住民に、どういう地位を与えているのかということについて述べています、地方自治において。地方自治法の第2章は、住民は、選挙に参加する権利を持ち、条例の制定又は改廃を請求する権利を持ち、事務の監査を請求する権利、議会の解散を請求する権利、議員、長、副知事、副市町村長、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員の解職を請求する権利、さらに教育委員会の教育長又は委員の解職を請求する権利を持っているわけでありまして。ここに地方自治、住民自治の基本点があるわけですが、このことを指摘されています。

その上で、議会とは何か、どういう役割を持つかということについて、地方自治法第6章により、次のように述べています。議会は、住民が選挙した議員によって組織され、普通公共団体の重要な意思決定に関する事件を議決し、検査及び調査その他の権限を行使します。これらについては、その主要な点について地方自治法第96条において規定されているわけです。議員の定数についてですけれども、これは条例で決めるというふうになっています。

締めくくりに、本市は2006年に旧の飯塚市、穂波町、筑穂町、庄内町、颯田町、1市4町が合併して発足したわけですが、この18年間を振り返りつつ、地方自治と住民自治の発展が、どのようにつくられてきたのかと。そういった展望をしてみると、これからの飯塚市議会の果たすべき役割は大きいと。したがって、どういう議会をつくるのかの大きな柱の中に、議員の定数をどう考えるかということが大きな課題だということですね。したがって、この地方自治の本旨、住民の地位、議会の議員の地位と役割、権限を考えたときに、住民の意思拔きに、議会の中だけで決めてよいかという問題提起がここにあると思います。住民の意見を地域ごとに丁寧に聞くことが不可欠だと結んでおられるわけです。

以上で、請願要旨と請願理由について紹介を終わります。

#### ○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

紹介議員に対する質疑を終結いたします。

川上議員、ありがとうございます。委員席に戻られて結構です。

（ 紹介議員 移動 ）

次に、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

それでは、暫時休憩いたします。

休 憩 10：33

再 開 11：00

委員会を再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

#### ○川上委員

これは委員長にお尋ねすることになると思いますけれども、議員定数に関するアンケートについては、3千通、郵送で2月9日に発送し、2月29日までの締切りとなっております。今日が3月12日ですので、集約はどこまでできているか、お尋ねします。

#### ○議会事務局次長

事務局のほうで作業をしていますので、事務局のほうからお答えをいたします。飯塚市議会の議員定数に関するアンケートの集計結果につきましては、現在、作成中でございます。単純に回答数を積み上げただけの集計ということであれば、現時点で完了しています。あとは自由記載とかあります。その点やクロス分析ですね、そういったものについては、まだ作業が終わ

っていない状況にあります。

○川上委員

自由記載の欄はですね、もしや個人情報に関わることもあるかもしれないし、まだ全体が集約できておらないということなんですけれども、それ以外のものについては、個人情報に触れるところも当然ありませんし、現段階でまとまっている部分について、資料要求したいと思います。委員長において取り計らいをお願いします。

○委員長

議会事務局にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料は提出できますか。

○議会事務局次長

ただいま川上委員から要求のございましたアンケートの集計結果、単純に回答数を積み上げたものだけの集計であれば、本日提出することは可能となっております。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、議会事務局に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:02

再 開 11:03

委員会を再開いたします。

アンケート結果の集計について、議会事務局のほうに補足説明をさせます。

○議会事務局次長

飯塚市議会の議員定数に関するアンケートの集計について、資料に基づきご説明させていただきます。

まず、郵送によるアンケートの集計結果についてご説明いたします。

こちらは、令和6年3月4日までに届いた分を集計したものでございます。その後もまだポツポツと、郵送は可能ですので、届いているものもございます。

2月1日時点で18歳以上の市民10万5656人を対象に3千人を無作為抽出し、2月9日に発送しまして、837人の方から回答をいただいております。回答率は27.9%となっております。

まず、質問1の性別ですが、男性が44.09%、女性が54.48%、その他0%、無回答が1.43%となっております。

次に、質問2の年齢ですが、10代1.67%、20代4.3%、30代7.65%、40代11.47%、50代12.78%、60代21.03%、70代26.64%、80代10.87%、90代2.87%、100歳以上0.12%、無回答0.6%となっております。

次に、質問3の居住地区につきましては、旧飯塚市が61.05%、旧穂波町が16.49%、旧筑穂町が6.93%、旧庄内町が7.89%、旧颯田町が3.58%、わからないが3.11%、無回答が0.96%となっております。

次に、質問4の市議会の活動に関する情報の入手方法ですが、こちらは複数回答可としておりましたので、全回答に占める割合を記載しております。市議会だよりが60.1%、市議会ホームページが7.17%、議員からの発信が25.21%、インターネット中継が4.42%、情報を得たことがないが26.88%となっております。

次に、質問5の市議会の活動に対する満足度ですが、満足が2.27%、やや満足が12.

78%、不満が22.1%、やや不満が15.65%、わからないが45.04%、無回答が2.15%となっております。

次に、質問6は、質問5で選択肢を選んだ理由を書きいただいておりますが、合計で559件のご記入をいただいております。現在、内容を精査中です。

次に、質問7の飯塚市議会の議員定数についてどう思われるかということについては、増やした方がよいが1.79%、現状維持が16.97%、減らした方がよいが57.47%、わからないが22.58%、無回答が1.19%となっております。

次に、質問8は、質問7の選択肢を選んだ理由を書きいただいておりますが、こちらは629件ご記入をいただいております。現在、内容を精査中です。

続きまして、LINEによるアンケートの集計結果についてご説明いたします。

資料をご覧ください。こちらは、令和6年2月29日で受付を締め切っておりますので、回答件数としましては1120人で確定となります。

まず、質問1の性別ですが、男性が44.82%、女性が54.02%、その他1.16%、となっております。

次に、質問2の年齢ですが、10代0.09%、20代3.75%、30代13.84%、40代22.41%、50代18.48%、60代20.80%、70代18.30%、80代2.32%、90代、100歳以上については0%となっております。

次に、質問3の居住地区につきましては、旧飯塚市が63.84%、旧穂波町が19.38%、旧筑穂町が6.70%、旧庄内町が4.20%、旧穎田町が3.13%、わからないが2.77%となっております。

次に、質問4の市議会の活動に関する情報の入手方法ですが、郵送アンケートと同様に複数回答可としておりましたので、全回答に占める割合を記載しております。市議会だよりが69.38%、市議会ホームページが18.75%、議員からの発信が34.82%、インターネット中継が13.48%、情報を得たことがないが16.96%となっております。

次に、質問5の市議会の活動に対する満足度ですが、満足が1.52%、やや満足が17.32%、不満が39.64%、やや不満が16.79%、わからないが24.73%となっております。

次に、質問6は、質問5で選択肢を選んだ理由を書きいただいておりますが、合計607件のご記入をいただいております。現在、内容を精査中でございます。

次に、質問7の飯塚市議会の議員定数についてどう思われるかということについては、増やした方がよいが1.96%、現状維持が10.09%、減らした方がよいが78.93%、わからないが9.02%となっております。

次に、質問8は、質問7の選択肢を選んだ理由を書きいただいておりますが、こちらは738件ご記入をいただいております。現在、内容を精査中でございます。

以上が、本日お示ししました資料の補足説明となりますが、これからの作業としましては、内容を精査中と申し上げました質問6及び8の自由記入欄につきましては、ご記入いただいた中には、誹謗中傷や事実誤認に基づく内容など、公表できないものが含まれておりますので、過去にアンケートを実施された他市議会にもお話を伺いながら、現在、精査を進めております。

また、以前にも申し上げましたクロス分析ということで、質問5や7の回答について、性別、年代、お住まいの地域ごとに、どのような傾向があるかお示しをしたいと考えております。

今後、作業を進めまして、準備ができ次第お示しをしたいと考えております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )



それでは質疑を終結いたします。

本件2件について一括して討論を許します。討論はありませんか。

○藤間委員

前回に引き続き反対という立場で少しお話しさせていただければと思っております、当然、議員の役割とは、市民の意見を聴いて、それを議会に反映していく。この点に関しては共通認識であり、違うんじゃないかと思う議員はいないんじゃないかと思っております。

その上で、反対のポイントは2つありまして、1つ目は、市民の声の聴き方は個々の議員の裁量であるべきではないかという点です。市民の声をどう聴くのかという点に関しては、個々の議員の政治活動として、裁量があって様々なやり方があると思っております、全員で決められたことを強制参加でするところは、この形式が必要ではないのではないかと思っております。もちろん、市民との意見交流自体は非常に重要なものだと思っておりますので、例えば仮にこの議題が否決されたときに、私個人がオンラインで意見交換会することもありますし、あるいは提案された議員の方々が、例えば政務活動費で、いろんな交流センターを借りて意見交換会を実施するというのも政治活動としてあると思いますので、もしも、そういった活動をされるのであれば、呼んでいただければ、ぜひ行きたいと思っておりますので、まずは、これを全員ですべきかというところと、市民の意見をしっかりと聴くというのは、また違う問題としてあるんだというところは、意見表明として一つ申し上げます。

2点目でございます、2つ目は、取組自体の指摘にはなりますが、私個人としては、小さな声と大きな声は同じように扱うべきだと思っております。今回、郵送で様々な方にアンケートご回答いただきましたし、ラインでもご回答をいただいたと思っております。そこで書かれた意見というのと、交流センターで実施して発言する方の声というのは、個人的には同じように扱うべきだと思っております。ただ、現実問題としては、市のイベントで何か集まってもらって、そこで発言してもらおうというのは、政治的な意識の高い方の発言であると思っております。私は、政治的な意識が高い方のご発言も、政治に関しては深い興味があるわけではないけれども、何となく思っているような、そういった声の方も同じように扱うべきだと思っております。そういう意味では、今回の取組、特定のカテゴリーの方々の意見が現実的に大きく反映されてしまうという意味で、そこは1点指摘できればと思っております。まず、現在の我々の取組としてはですね、有識者の意見書によって議員定数に関する基本的な考え方というのをしっかり定義した上で、郵送や公式LINEで皆様の、市民の意見をしっかりと聴き、それに加えて個々の議員の政治活動において、市民の方々の意見を聴き、それで選挙も戦ってきたメンバーだと思っております。そういった中で、本請願に否定の票を投じるということが、市民の声を聴かないという意思表示ではない旨は、意見として表明させていただければと思います。私からは以上でございます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○石川委員

私は「請願第5号」及び「請願第6号」に賛成の立場から討論いたします。

私は11月まで市議会議員ではありませんでした。常々、市政や議会に私たちの意見をどう伝えるのか、どのように伝えたらよいのか考えてきました。議員となった今、市民の意見を聴く責任を感じます。議員定数のあり方が市民にとってどんな影響をもたらすのか、メリット、デメリットがあると思います。どんなメリット、デメリットがあるかを調査して、知り得た情報を市民に提示して一緒に考えるのが、議員の仕事ではないかと考えます。決めるのは市民です。市民の皆さんが、どういう議会を望んでいるのか、しっかり受け止めたい。意見を交換しあってしっかり受け止めたいと思います。これを機会に直接市民の皆さんに聴いてみたいと思います。聴いてみませんか。請願の内容にもあるとおり、アンケート以外にも広く市民の意見

を聴く場として市民意見交換会を開催する請願に賛成します。皆さん、どうぞご賛同をよろしくお願いします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。「請願第5号」並びに「請願第6号」に賛成の立場から討論を行います。

本調査特別委員会は、2つの案件をテーマとしています。1つは、飯塚市議会の議員定数のあり方の調査、2つは、議員定数を現在の28人から24人に4人削減する議案についての審査です。

まず、「請願第5号」は、議員定数が28人から24人に削減されたのに対し、女性の政治参加を促し、社会の多様性を反映することのできる議員定数に戻すべきだとして、昨年の定例改選の前に少なくとも元の28人に戻すことを求められた皆さんであります。議員定数を4人削減する議案に対し大きな危惧を覚えられるのは当然だと思います。少なくとも現在の議員定数28人を維持すべきと考えて当然ではないかと思うわけです。

しかしながら、議員定数のあり方並びに議員定数削減議案に対しては、市民の間に様々な意見があることも考慮しておるとする主旨の紹介議員からの説明もありました。その立場で市民、議員の意見交換会を地域ごとに行うことを求めるという請願内容であり、当然のことではないかと思うわけですね。

一方、「請願第6号」は、先ほど私、紹介議員として発言をさせていただきましたけれども、そもそも地方自治とは何か。住民の地位はどのように地方自治法の中で、あるいは日本国憲法の中になっているのか。また、議会の構成はどう規定されているのか。さらに、議会の権限の重大さについても要旨の中で指摘があることについて紹介いたしました。

先ほど反対討論の中で、住民の声は議員が聴いているのであり、直接市民の声を聴く場を設けるとすれば、その場に來られる条件のある方、あるいはその意欲のある方だけの受け止めになりかねないと。それよりはむしろ、議員がそれぞれの活動の中で市民の意見を聴き、そして議会に反映する。つまりは賛否についても、そういう活動の中で判断するべきではないかという意見がありました。私は、そのことはあり得ることだと思います。しかしながら、先ほど請願第6号の説明の中で発言しましたように、そもそも住民こそが地方自治と住民自治の主役であり、議会の権限はそれに由来するという立場に立てばですね、議会は、その活動につき一般に議会活動を報告するとともに、日常的に議会という固まりとして市民の意見を聴く、こういう行為が当然ながら貫かれなければならないと思うわけです。それぞれの議員の活動と、この議会そのものの活動が結びついて、議会の判断は行われるべきではないかと思うんです。この点で、先ほど言いました、住民の権限、権利、地方自治法第2章を紹介しましたけれども、これを思い浮かべればですね、これらの重大な問題につき、議会が正しい情報を共有し、住民の質問を受け、あるいは住民同士で意見を質問し、あるいは意見を述べる場面が不可欠だと考えるわけです。

今回、アンケートの状況につき、先ほど資料が提出されましたけれども、12万5千人、6千人の市民の中で、有権者は11万人と思いますが、こうした中で、今我々が手にしている議会としてのアンケートについては837人と。この間から指摘しているような地域性に基づくことを考慮すればですね、数十人という地域もあるわけですね。そうした状況を見れば、当初から申し上げておりますけれども、アンケート万能主義というような、アンケートが出たから、それで全てというようなわけにはいかないのは当然ではないでしょうか。住民の声を生活の場に近い地域ごとに、女性、若い世代、高齢の皆さん、または障がいのある皆さんの声が反映できるような場として、地域交流センターごとにはですね、様々な物理的な手だてもとりなが

らですね、参加がしやすいようにしながらやる必要があるのではないかと思います。

最後に、そもそも飯塚市は、2017年3月策定の第2次総合計画、10か年計画で市政運営を、市長が代わっても、議員が代わっても進めるということになっているわけですね。その8年目が今年です。つまり、現在の市議会は市政運営にしっかりした監視の目を向けながら、第1に、この第2次総合計画の仕上げ、第2に、第3次総合計画、3年後から向こう10か年の第3次総合計画の策定に市民の意見を反映させるとともに、住民を代表してしっかりチェックする権限と責任があると思うわけです。任期どおりであれば、2027年4月の定例改選によって構成される市議会は、現在の市議会が了承する部分があるわけですが、第3次総合計画、10か年計画が正しく住民の福祉の増進に沿って行われるかどうか、それをチェックし、よいところは前に進める。そういう仕事をする議会をつくることになるわけですね。それは3年後ということになりますけども、そこにどういう議員を送り出すかは、全て住民の皆さん、有権者の皆さんの判断するところなわけです。しかしながら、先ほどから私が申し上げておりますように、日本社会の、あるいは飯塚の社会の状況、女性の地位の、とりわけ政治的地位の低さ、それから多様性に基ついたそれぞれの立場を大事にした、要求を大事にした市政運営を進めていくことができる議会をつくっていくという点で言えばですね、議員定数をどうするかというのは一体となった問題だろうと思います。そういった点で、私たちは既に選ばれた議員だからといって、3年後から先の、未来の市議会の議員定数を、我々が手のひらの中で決めてよいのかということを考えればですね、請願第5号、第6号を採択するのは当然ではないかと思うわけです。賛同をよろしくお願いします。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。議題中、「請願第5号 飯塚市議会の議員定数について市民の意見を聴くことを求める請願」を採択することに、賛成の委員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成少数。よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、「請願第6号 飯塚市議会の議員定数のあり方の調査及び定数削減議案の審査にあたり意見交換会の実施を求める請願」を採択することに、賛成の委員はご起立願います。

( 起 立 )

賛成少数。よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

これをもちまして、議員定数のあり方に関する調査特別委員会を閉会いたします。